

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

第1節 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 基本的な考え方

本計画における重点区域内には、村上まつりや村上七夕まつりなどの祭礼行事や三面川の鮭や北限の茶処としての文化、村上堆朱などの伝統工芸などの地域固有の歴史的な活動が行われるとともに、史跡である村上城跡や重要文化財である若林家住宅、浄念寺本堂など、国や県、市の指定文化財が現存し、かつ、旧街道沿いには、昭和前期以前に建築された国登録有形文化財や歴史的建造物である切妻、平入りの町家などが多数立地している。

平成15年(2003)3月に財団法人日本ナショナルトラストが実施した観光資源保護調査『村上の町家と町並み景観』では、旧町人町内の道路から傍観できる建築物のうち、約28.6%(545棟)が町家や寺院等の歴史的建造物であった。また、平成27年度(2015)に『明治初年村上城下絵図』をベースとした村上城下町の旧武家町や旧町人町、寺町地内の建造物を対象にした歴史的建造物残存状況調査の結果によると、道路から傍観できる建築物のうち、約9%(495件)が概ね近代以前(戦前)に建築された歴史的建築物であった。これらの歴史的建造物の中には、外観の改造度が高く一見して歴史的建造物とは見えないものもある。自治会別の歴史的建造物の残存棟数は、庄内町が最も多く65件が現存しており、次いで肴町が36件、久保多町が35件、塩町が35件となっている。また、自治会別の残存率では、大工町の残存率が約41.4%で4割を超えており、次いで小町が約37%、大町が約32%、小国町が約31%、庄内町が約31%と4町が3割を超えている状況であり、これらの歴史的建造物の残存率が高い町は、旧出羽街道などの街道沿線の旧町人町に集積している。

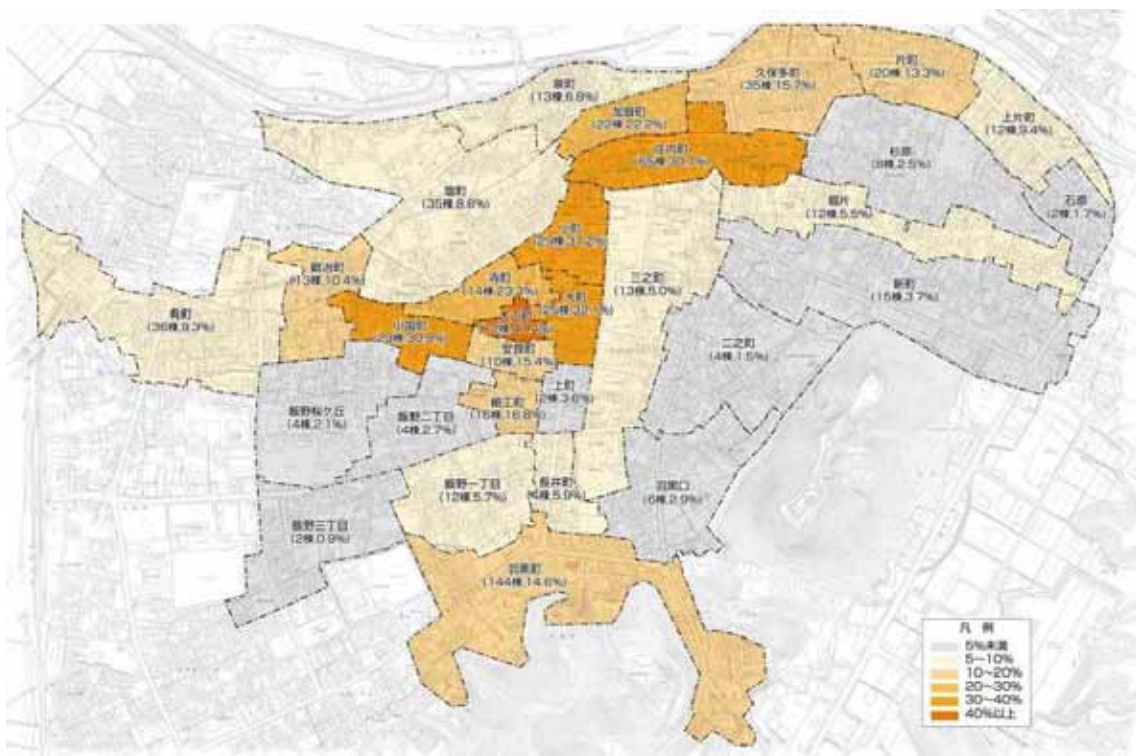


図 歴史的建造物の現存状況

資料：平成27年度に実施した歴史的建造物残存状況調査より

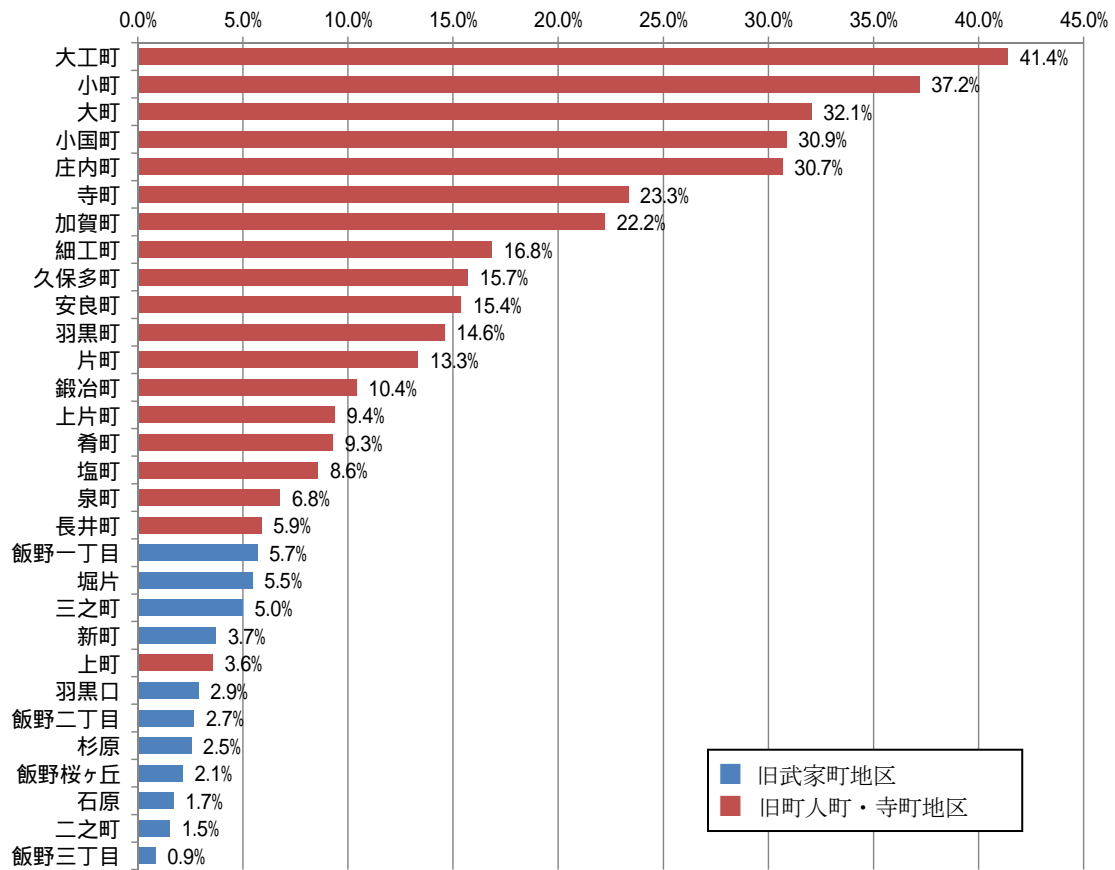


図 自治会別の歴史的建造物の現存状況

資料：平成 27 年度に実施した歴史的建造物残存状況調査より



図 歴史的建造物の分布

資料：平成 27 年度に実施した歴史的建造物残存状況調査より

これらの歴史的建造物の周辺には、江戸時代初期に城下町として整備された当時の地割を残しながら市街地が形成され、歴史的風致が現在も継承されているが、市街地の空洞化や生活スタイルの変化による建造物の建て替えなどにより歴史的風致を構成する歴史的建造物の荒廃や喪失などが課題となっており歴史的風致の維持向上が困難な状況である。

これらの課題を解決し、歴史的風致の維持及び向上を図るためには、歴史や伝統を反映した人々の活動の継承に努めつつ、市街地環境の整備を実施しながら歴史的風致の構成要素である歴史的建造物の保全や保存が必要である。

これらの保全や保存が必要な建造物については、今後も良好な状態を維持していくため法第12条に基づく歴史的風致形成建造物に指定し、歴史的風致の維持向上を図りながら本市の歴史的資産として後世に継承する。なお、歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、建造物の所有者や管理者等と十分に協議しながら意見を尊重した上で指定することとし、指定期間は計画の期間内に限る。

また、文化財としての継続的な調査、研究を進め、歴史文化的価値が明らかになったものについては、歴史的風致形成建造物への指定だけでなく、指定文化財や登録文化財として位置付けることも検討する。

表 歴史的風致形成建造物の指定（法第12条第1項抜粋）

第十二条 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」という。）内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財（文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。）を構成している建造物を除く。）であって、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準

歴史的風致形成建造物として指定する建造物は、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められる建造物であることから、次のいずれの基準にも該当する建造物とする。

歴史的風致形成建造物の指定基準

- 重点区域内の建造物
- 歴史的風致の形成に寄与しているもので、保全を図る必要がある建造物
- 概ね昭和20年（1945）以前に建設された建造物
- 以下のいずれかに該当する建造物
 - ・意匠性、技術性が優れているもの
 - ・歴史性、地方性、希少性などの観点から価値の高いもの
 - ・外観が景観上の特徴を有するもの

(3) 歴史的風致形成建造物の指定対象

歴史的風致形成建造物として指定する建造物は、重要文化財である建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物を除く、以下のいずれかに該当する建造物とする。

歴史的風致形成建造物の指定対象

- 文化財保護法第57条に基づき文化財登録原簿に登録された文化財（登録有形文化財）である建造物
- 新潟県文化財保護条例第5条に基づき指定された文化財（県指定有形文化財）である建造物
- 新潟県文化財保護条例第31条に基づき指定された文化財（県指定史跡、県指定名勝又は県指定天然記念物）である建造物
- 村上市文化財保護条例第4条に基づき指定された文化財（市指定有形文化財）である建造物
- 村上市文化財保護条例第27条に基づき指定された文化財（市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物）である建造物
- 景観法第19条に基づき指定された景観重要建造物
- 重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして市長が特に認めた建造物

(4) 歴史的風致形成建造物の指定候補

重点区域において歴史的風致形成建造物として今後指定の候補となる建造物は、下表のとおりである。

表 歴史的風致形成建造物指定候補

建造物名 [所在地]	区分	年代	構造	所有者	外観写真
西奈弥神社境内摂社 神明宮（本殿） [羽黒町]	県指定	元禄3年（1690）	木造	個人	
旧嵩岡家住宅（主屋） [庄内町]	市指定	江戸後期	木造	市	
旧岩間家住宅（主屋） [庄内町]	市指定	江戸後期	木造	市	
旧成田家住宅（主屋） [新町]	市指定	江戸後期	木造	市	

表 歴史的風致形成建造物指定候補

建造物名 [所在地]	区分	年代	構造	所有者	外観写真
旧藤井家住宅（主屋） [堀片]	市指定	江戸後期	木造	市	
福崎・佐藤家住宅 （主屋） [杉原]	市指定	建築年代不明	木造	市	
藤基神社 （社殿・付属建造物） [三之町]	市指定	社殿：江戸後期 付属建築物：江戸後期	木造	個人	
吉川家住宅 （主屋・店舗・土蔵） [大町]	国登録	主屋：明治 25 年以降 店舗：明治 25 年以降 土蔵：天保 12 年	木造	個人	
益甚酒店（店舗・主屋・ 酒蔵・土蔵） [大町]	国登録	店舗：昭和 9 年 主屋：明治 25 年 酒蔵：明治 25 年 土蔵：明治 42 年以前	木造	個人	
旧第四銀行村上支店長 住宅（主屋） [小町]	国登録	昭和 11 年	木造	個人	
割烹吉源（主屋・土蔵） [寺町]	国登録	主屋：昭和 4 年 土蔵：昭和 4 年以前	木造	個人	
早撰堂菓子店（主屋・ 西土蔵・東土蔵） [大町]	国登録	主屋：明治 27 年 西土蔵：明治 20 年 東土蔵：大正初期移築	木造	個人	

表 歴史的風致形成建造物指定候補

建造物名 [所在地]	区分	年代	構造	所有者	外観写真
ギャラリーやまきち (主屋・土蔵・奥土蔵) [肴町]	国登録	主屋：明治初期以前 土蔵：明治初期以前 奥土蔵：昭和3年	木造	個人	
山上染物店 (主屋) [肴町]	国登録	江戸後期から明治初期	木造	個人	
井筒屋旅館 (主屋) [小町]	国登録	主屋：明治末期	木造	個人	

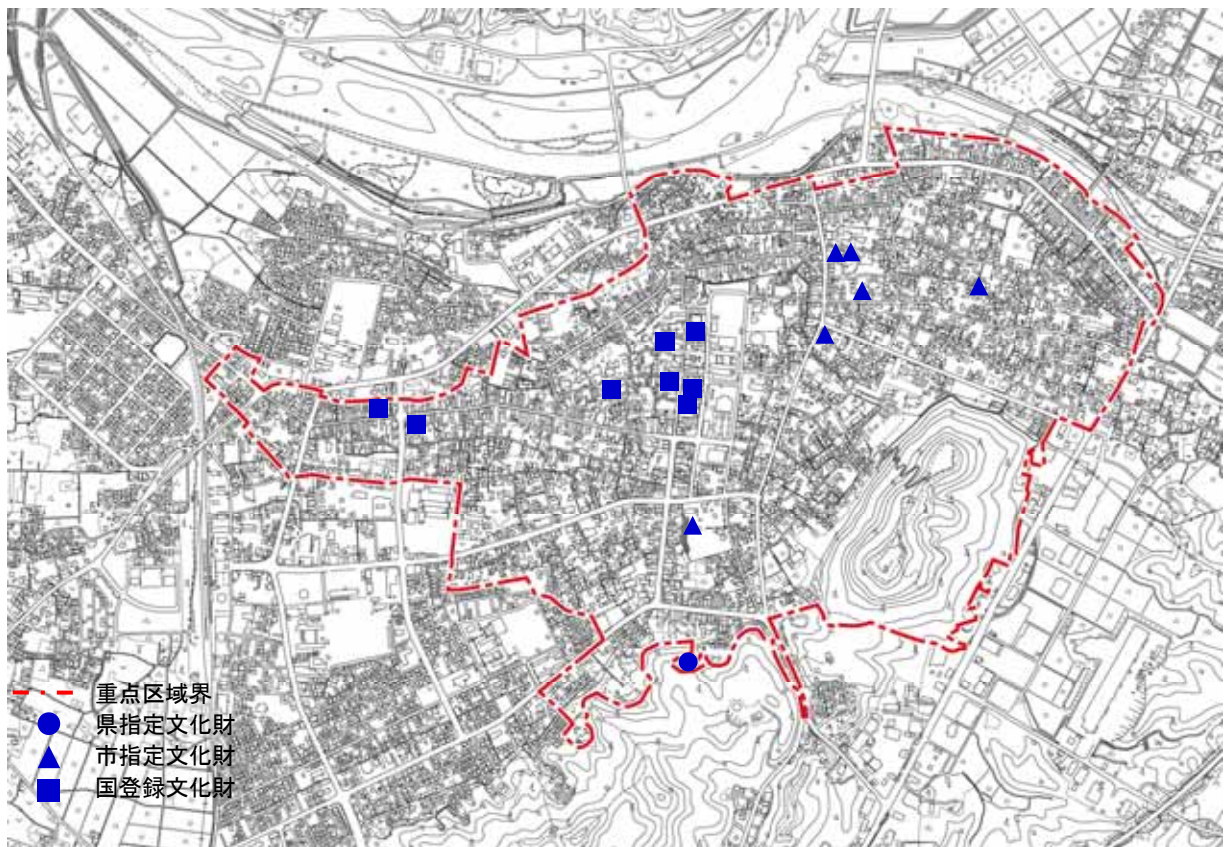


図 歴史的風致形成建造物指定候補の分布図

第2節 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域における歴史的風致の重要な構成要素であることから、所有者又は管理者等は、維持管理にあたりその価値が保存、継承されるように、指定対象となった個々の建造物の歴史的背景や文化的価値に基づいた適切な措置を講じる。

また、歴史的風致形成建造物の保存と合わせて、公開活用についても積極的に推進し、そこで営まれている生活等への配慮や毀損の防止に留意しながら周知や普及啓発に努める。

加えて、歴史的風致形成建造物の建築様式などの特徴を顕著に示す意匠や形態等の保存又は復原に努め、歴史的風致の維持及び向上を図っていくこととする。

(2) 個別事項

国登録有形文化財や県、市指定文化財、景観重要建造物になっているものについては、それぞれ対応する法律や条例に基づき現状変更などの行為の制限等を実施する。

●登録有形文化財

文化財保護法に基づく登録有形文化財については、建造物外観の維持及び保存を基本とする。

内部については、外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。

●県・市指定文化財

新潟県文化財保護条例又は村上市文化財保護条例に基づく指定文化財については、国の指定文化財と同様に、建造物の外部及び内部ともに現状保存を基本とする。また、建造物を維持及び保存するための修理については、各種調査に基づいて行われる修復や復原を基本とする。

建造物の公開による活用や防災上必要な措置については、建造物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

●景観重要建造物

景観法に基づく景観重要建造物については、周辺の景観を先導する建造物として外観の維持及び保全を基本とする。

●その他保全の措置が必要な建造物

その他保全の措置が必要な建造物については、建造物の外観の維持及び保存を基本とする。

なお、これらの建造物については、適切な調査等を実施して価値を明らかにするとともに、必要に応じて文化財への指定等についても検討し、その価値が減ることがないように然るべき措置をとる。

(3) 届出不要の行為

歴史的風致形成建造物の届出不要の行為は、法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく以下の行為とする。

届出不要の行為

- 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同第64条に基づく現状変更の届出を行った場合
- 新潟県文化財保護条例第5条第1項に基づく県指定有形文化財で、同第13条第1項に基づく県指定有形文化財の現状変更等の許可申請を行い、同第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- 村上市文化財保護条例第4条第1項に基づく市指定有形文化財で、同第11条第1項に基づく市指定有形文化財の現状変更等の許可申請を行い、同第12条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合